

予納金及び臨時使用に係る概算料金の還付手続の終了

予納金
制度廃止後
返還開始
(H13. 10)

返還請求できるときから 10 年以上経過

概算料金
制度廃止
(H22. 10)

返還請求できるときから 10 年以上経過

権利
消滅

- ☆ 予納金とは、水道使用開始時にお金をお預かりし使用終了時に精算していたもので、制度廃止により、平成 13 年 10 月以降、使用者の引落とし口座や窓口にて還付を行ってきました。
- ☆ 概算料金とは、工事その他の理由により一時的に水道をお使いになるときに予納金と同様にお金をお預かりし、使用終了時に精算していました。

使用者様の水道部に対する予納金及び概算料金を返還請求する権利は、民法の規定により 10 年が経過すると消滅します。
予納金及び概算料金の還付の手続きは終了しました。